

千葉労働局発表
令和7年8月7日

【照会先】

千葉労働局労働基準部賃金室
室長 菊池 美香
室長補佐 坂元 麻理子
(電話) 043-221-2328

報道関係者 各位

千葉県最低賃金の64円の引上げを答申

千葉地方最低賃金審議会（会長：村上典子）は、千葉労働局長（局長：小山英夫）に対し、千葉県最低賃金を64円引き上げ、**時間額1,140円**に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 本年7月11日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会に対して諮問を行った千葉県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、本日（8月7日）、現行の最低賃金の時間額1,076円を64円引き上げ（引上げ率5.95%）、1,140円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 今後は、この答申を受け、異議申出の公示等の諸手続を経て、千葉県最低賃金額が決定されることになります。
改正額の効力発生日は、現時点では令和7年10月3日が見込まれます。

<参考1：最近5年間の千葉県最低賃金の改正状況>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低時間額	925円	953円	984円	1,026円	1,076円
引上げ額	2円	28円	31円	42円	50円
対前年度引上げ率	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%

<参考2：最低賃金について>

○ 千葉県最低賃金について

地域別最低賃金である千葉県最低賃金は、産業、職種、常用・臨時・パート等の属性、年齢等にかかわらず、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。千葉県最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、最低賃金法第4条違反として罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

○ 最低賃金に算入されない賃金

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

<参考3：地域別最低賃金の改正手続きの流れ>

